## 第35回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年12月8日午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所会議室

3 出席者

(委員)

角田敦志,川崎友巳,神田尚子,木村真子,塩田展康,曽我部真裕 寺井友秀,内藤和世,三木澄子,村上正治,薮内直治,小林務 古賀栄美,石井寛明,神山隆一

(事務担当者等)

御山真理子, 伊藤博文, 山田浩子, 竹口智之, 加瀬大介, 吉田義一石田一樹, 田和由一, 磯部叔浩, 後藤卓司

4 議題

犯罪被害者等保護制度・被害者参加制度について

- 5 議事
  - (1) 開会
  - (2) 委員異動報告
  - (3) 犯罪被害者等保護制度・被害者参加制度についての説明

## (4) 意見交換

《発言者:●=委員長、○=委員、□=事務担当者等》

- 被害者が証人になる場合, 法廷とテレビ回線で結ばれた別室からビデオ リンクを通じて証言をする方法があるという説明だが, その場合でも, 証 人は裁判所に出頭しなければいけないのか。
- □ 公判期日で証言する場合は、裁判所に出頭しなければならない。ただ、 法改正によって、今後、被害者の居住地の最寄りの裁判所へ出頭してもよいことになった。また、病気等で、どうしても被害者が出頭できない場合は、裁判所外で証人尋問する決定をして、公判期日外の手続として、例えば、病院等で被害者の話を聞くことがある。
- 裁判所に来る証人がどのような経路で法廷まで移動するのかといったことに何らかの配慮がされているのか。
- □ 事件ごとによって異なるが、事前に打合せをするなどして、必要な場合は、誰とも会わないように配慮をしている。
- 被害者が被告人と顔を合わせないように何らかの配慮がされているのか。
- □ 顔を合わせないように調整している。
- 裁判所は、証人に対してどの程度の配慮が必要か考えるためにも、検察官、弁護人から情報をもらうことが必要不可欠であり、検察官や弁護人からの事前の情報が重要となる。

- 検察庁でも被害者が証人になる場合,事前の打合せをして,どのような 配慮をしてほしいのか確認し,裁判所に伝えている。
- 被害者からの公判記録の閲覧謄写の申出はどれくらいの割合、程度であるのか。公判記録の閲覧謄写の費用は自己負担となるので、何らかの配慮が必要ではないか。閲覧謄写を制限する割合、程度はどのような状況か。そもそも被害者が閲覧謄写を請求しないといけないものなのか。
- □ 公判記録を被害者等に閲覧謄写させたのは千数百件程度(平成27年度 全国の裁判所)である。謄写は業者を通じて申出があるので、費用もそれ なりにかかってしまう。

閲覧謄写が許可されなかった事例は、検討した結果、「被害者等」に該当しなかったと判断された場合と思われる。

- 自治体の情報公開請求では謄写の費用は不要である。裁判所も費用を不要とすれば利用者は助かる。感想ではあるが、「犯罪によって被害を受けた方へ」というリーフレットに、「事件記録の閲覧、コピーにより知り得た情報を用いるに当たり、関係者の名誉やプライバシーを害したり、裁判に支障を生じさせたりしないよう注意してください」とあるが、その通りだとは思うが、わざわざ書かなくてもよいのではないかと思う。
- 裁判記録の閲覧謄写申請は刑事訴訟法や民事訴訟法に根拠があり、自治 体の情報公開請求と同じように、裁判所がサービスとして謄写等を認める

ことはできないことは御理解いただきたい。

- 被害者参加制度を利用した被害者の声(「もっと,こうしてほしい」とか)を裁判所は聞いているのか。
- □ 被害者等の方々の理解を深めるために、学識経験者から意見を聞く機会 を設けているが、被害者本人から直接話を聞く機会を設けることはしてい ない。
- 被害者の声を聞く機会が少なくはないようであり、被害者保護関連の法律の運用について、法曹三者による対応への満足度は高いと一般的に言える。京都には、民間ボランティアの活動として被害者を支援するサポートセンターがあり、その組織力、サポート活動は全国標準より高い体制が整っている。現在と1990年代を比較すると被害者が置かれた状況には雲泥の差がある。

被害者にはいろんな犯罪の被害者がおり、被害者参加制度の対象となる 殺人や性犯罪等の重大事件ではビデオリンク、遮蔽などといった必要な措 置が基本的に整っているが、重大事件以外には対応していない。殺人や性 犯罪の被害者には手厚い制度が整備されている一方、そうでない犯罪の被 害者は取り残されて、被害者の間で格差が生じているのではないかと心配 している。このような被害者の中にもサポートや支援を求めている人が多 く存在しており、同じように自分も権利を行使したいと思っている被害者 もいる。しかし、権利行使したいと思っても制度の上では無理である。例えば、詐欺事件の被害者は詐欺にあったにもかかわらず、裁判中、騙された被害者が悪いのだといった非難を受け続けることがある。世間からも家族からも、なぜ騙されたのだ、退職金も全部なくなったではないかとずっと周りから責められる被害者も多く存在する。これらの方は悔しい気持ちもあり、また、家族の前でも自分は悪くないのだと言いたいのだが、残念ながらそういった機会はない。法律上できないことをする必要はないが、このような格差を是正するための柔軟な対応が次の段階であってもよいのではないかと思う。決められた法律上の保護や支援は十分できているので、取り残された被害者の方々に目を向けていただけたらと思う。

- 検察庁も法律で定められたことだけをやっているのではなく、例えば、被害者参加の要件に当たらない被害者の方であっても、心情等を立証してほしいといった意向があれば、これを立証しようと努力することもある。 運用でできることはやっているし、知る権利についても柔軟に対応しているとは考えているが、被害者間の格差という発言を聞き、これまでの運用を振り返ってみたい。こういったところで格差が生じているのではないかとお気づきの点を御指摘いただければ、持ち帰って話をしてみたい。運用でできることであれば何でもやってみたい。
- 詐欺事件の問題はまさに消費者被害の問題である。消費者被害を未然に

防げる方法がないかどうか弁護士会でも取り組んでいる。

- 家庭裁判所ではなく,地方裁判所で子供が被害者又は加害者になるよう な事件の場合,地方裁判所ではどのような配慮がされているのか。
- □ 被告人が少年の場合は、少年法の趣旨を尊重した上で被告人の情操に配慮している。例えば、公開の法廷で手錠をしている姿を傍聴席から見られないようにするとか、年齢の低い場合には、法廷でも、氏名、住所等を明らかにしないよう配慮している。被告人のつまり加害者が少年の場合は、家庭裁判所に一度は事件送致され、家庭裁判所調査官が少年の心理面、学校関係、友達関係、親子関係をいろいろな観点で調査するので、地方裁判所でもその調査記録を取り寄せ、調査結果も含めて判断するという配慮もしている。

被害者が少年の場合、被告人の前で証言をすることは心理的に負担になる場合があるので、ビデオリンクと遮蔽の併用とか、さらに付添人をつけたり、付添人や支援者のために傍聴席を確保するといった配慮もしている。

- 捜査機関においても、被害者が少年のときは、事情聴取について最大限の配慮をしている。被害者サポートチームもあり、いろんな組織と連携して配慮している。被告人が少年という事例は、最近ほとんどないが、あれば先ほど裁判所が説明したような配慮をしていると思う。
- 被害者が亡くなった場合、家族が裁判に参加することがあるのか。

- □ 被害者の範囲は法律で定められており、遺族も含まれる。条文の文言が 「被害者等」となっているのはそのためである。
- 被害者が一番怖いのは被告人による報復だと思う。引越しをしないといけないのか、電話番号を変更しないといけないのか、家族にも及ぶのか、 子供が転校しなければならないのかなどと考える。そういうことへの配慮はどうか。
- □ 裁判後の段階での被害者支援というものがある。例えば、犯人が受刑中であれば、刑務所における処遇状況や出所情報等の通知を行う制度などがある(検察庁作成の「犯罪被害者の方々へ」という冊子参照)。
- 先ほど話が出た「法廷で被害者の氏名や住所等を明らかにしない」ということも報復などを避けることに繋がるのではないか。
- 被害者が証言することによって、被告人の懲役の年数が増えたのではないかと思うと、被害者参加したことで、余計に報復を受けやすくなるのではないかと思ってしまうのではないか。
- 警察と連携し、そういう情報があれば、不測の事態が生じないように配慮しているが、予想ができない部分もあり、被害者の方が怖がるのは事実だと思う。
- 被害者参加制度の課題は何か。また、今後も裁判所はこの制度を進めていきたいのか

- □ 課題というよりも、被害者参加弁護士が活躍されたことで、被害者の心情などがよりわかりやすく裁判官や裁判員に伝えられたという感想もある。 的確な尋問をし、それが判決に反映されるという事例も多くある。そういうことで被害が心情的に回復するということになれば、裁判所としてもこの制度は今後も良い方向に行くのではないかと思う。
- 基本計画に基づくものが裁判所にあるのか、組織だったガイドラインのようなものがあるのか。
- □ 裁判所も行政庁と同様に基本計画に基づいて運用すべき点もあるとは思っているが、個々の事件を処理する裁判官の訴訟指揮に委ねられる面もある。ただ、刑事裁判に直接関わらない行政面では、待合室を設置したり、 学識経験者の方から被害者の立場の意見を伺ったりして、組織として十分配慮するように職員一同で意識を高めていくという活動をしている。
- 被害者の方の講演を聞いたことがある。心情を話したいけど話せない, 被害者側にとっては事件はずっと続いている,刑が軽すぎる,賠償金が支 払われないなどと話されていた。立法に属するのかもしれないが,こうい ったことも裁判で考慮できないのか。
- 裁判所の刑が軽すぎるとよく言われる。裁判所としても国民の意識がどの辺にあるのかも考えないといけない。また、損害賠償命令という制度ができたが、お金を持っていない者からは取り立てようがないのが実情である。

る。

- 事案によって、女性の裁判官が扱った方がいいという事案もあると思うが、どのような配慮(環境整備や人材育成も含めて)がされているのか。
- 事件の配てんは、公平の見地から、順番に決められている。こういう事件だからこの裁判官にしようとかはできない仕組みになっているので、女性が担当したほうがいいと思われる事件でも、男性が担当することもある。
  全国的に女性の裁判官はどんどん増えてきており、京都地裁の刑事部裁判官のうち半数ほどが女性裁判官である。
- 検察庁の被害者ホットラインはどういう方が対応されているのか。
- 被害者支援員が対応している。検察官の業務をしていた者である。その 者が直接対応できない場合は、関係部署に連絡し、話を聞いてフィードバックしている。
- (5) 次回のテーマ

DV防止法に基づく保護命令制度について (仮称)

(6) 次回開催日

平成29年7月19日(水)